

平成23年度 事業計画

(要旨)

循環型社会の実現のためには、排出事業者、処理業者、県民、行政がそれぞれの責任と役割を踏まえ、具体的な連携・協働の活性化が必要である。

このため、当協会では平成22年度にスタートした「リサイクル製品認定制度」の拡充を目指した事業を積極的に進めていく。

また、適正処理の推進を基本としつつ、改正廃棄物処理法等の施行、温暖化対策などの課題に取り組むとともに、各支部、各部会の活動を着実に展開する。

1. 一般事業

I. 新法人への移行への準備

- ・公益法人制度改革に伴い、新法人への移行準備を進めていく。九州各県産業廃棄物協会の動向も踏まえつつ、対応については新法人移行検討委員会において慎重に進める。

II. 産業廃棄物の適正処理対策の要望

- ・産業廃棄物の適正処理の確保等その対策について、関係機関と連携し、要望していく。

III. 表彰制度の実施

- ・当協会の事業活動を通して、業界発展に貢献のあった者に対し、その功労を称え、当協会長名により表彰する。

IV. 後継者育成事業

- ・自発的な活動を支援することにより、次代を担う世代の育成を図る。

V. 協会設立20周年記念事業

- ・平成3年5月8日に社団法人宮崎県産業廃棄物協会として認可され、本年20年を迎える。

協会の20周年の足跡を振り返る祝典として、下記のとおり協会設立20周年記念祝賀会を執り行う。

日時場所	平成23年11月11日（金）	宮崎観光ホテル東館
☆講演会	15:00～15:50	
☆記念式典	16:30～17:20	
☆祝賀会	17:30～19:30	

2. 研修事業

I. 産業廃棄物または特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会

- ・産業廃棄物許可申請に関する講習会を主催期間である（財）日本産業廃棄物処理振興センターに協力して実施する。

①更新講習会（産業廃棄物または特別管理産業廃棄物）

課程	開催日	開催場所
収集運搬	平成23年6月16日（木）	ニューウェルシティ宮崎
処 分	平成23年6月14日（火）～15日（水）	ニューウェルシティ宮崎

②新規許可講習会（産業廃棄物）

課程	開催日	開催場所
収集運搬	平成23年10月4日（火）～5日（水）	ニューウェルシティ宮崎

③特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催日	開催場所
平成23年10月6日（木）	ニューウェルシティ宮崎

II. 産業廃棄物排出事業者講習会

- ・産業廃棄物処理法の内容等を産業廃棄物排出事業者に周知することにより、産業廃棄物の適正処理の推進を図る。

III. 産業廃棄物処理業者講習会

- ・産業廃棄物処理法の内容等の周知、適正処理の確保、安全で適正な処理を行うための講習会を実施する。

IV. 実務（支部）研修会

- ・産業廃棄物処理業会員のための健全な経営支援、資質の向上、廃棄物処理知識の充実のための研修会等を開催する。

3. 啓発事業

I. 不適正処理の防止のための啓発活動

- ①全国ごみ不法投棄監視ウィーク事業
- ②不法投棄防止啓発防止キャンペーン事業
- ③クリーンアップ宮崎

- ・正会員連携のもと、産業廃棄物不法処理防止に啓発、撤去作業等公益事業を活発

に行う。

II. リサイクル製品認定制度によるリサイクル製品の利用促進するための事業を実施していく。

III. 不法投棄情報ネットワーク連絡会議

・県内における廃棄物の不法投棄を早期発見し、被害を防ぐとともに、その未然防止を図るため、宮崎県、関係団体と連携し、協会員が率先し、廃棄物の不法投棄の早期発見、未然防止に努める。

IV. 産業廃棄物適正処理パネル展

・適正処理の推進や地域の信頼を得るために各支部において「産業廃棄物適正処理パネル展」を開催する。

V. 電子マニフェスト制度等の普及促進

・宮崎県の委託により、電子マニフェストについての普及活動を行う。
なお、社団法人全国産業廃棄物連合会及び建設八団体副産物対策協議会と連携し、紙マニフェストの普及促進についても従来どおり実施する。

VI. 産業廃棄物処理業優良化に向けた取組み

・「産業廃棄物処理業者の優良性評価制度」導入に向けた会員企業の取組み等の支援を行う。

VII. 地球温暖化対策のための「環境自主行動計画」の実施

・当協会は、産業活動に伴い発生する産業廃棄物の適正処理を推進することによって、これまで循環型社会の形成推進に貢献してきたが、今般、地球温暖化問題に代表されるように地球環境問題が年々深刻化している中で、より一層の環境保全活動に取り組むことが必要となっている。(温室効果ガス排出量の抑制)
このような認識に立ち、社団法人全国産業廃棄物連合会が策定した「環境自主行動計画」に従い昨年度に引き続き、取り組んでいくこととする。

VIII. CO₂ マイナスプロジェクト事業の推進

・(社) 全国産業廃棄物連合会の地球温暖化対策のための「環境自主行動計画推進」「温室ガス削減支援ツール」等を活用し、業界全体として社会貢献を行い、CO₂削減に取り組む。

IX. 産業廃棄物処理業のイメージアップ戦略の展開

・各種報道機関への会員の情報また各種啓発事業について積極的に情報提供し、報

道機関との関係を密にする。

X. コンピュータによるネットワーク化の推進、情報公開

- ・より適正な産業廃棄物処理業者やリサイクル業者を選択したいとの排出事業者のニーズに応えるため、会員企業の情報の普及、適正処理の推進を行う。

4. 調査研究事業

I. 各種専門分野（部会等）による調査研究

- ・廃棄物処理技術の促進を図るとともに、処理業界における課題や問題点を把握、整理し解決に向けた具体策を調査研究する。

- ・協会会員数の90%以上を有する収集運搬部会では、「飲酒・過労・過積載運転を、しない・させない・やらせない」三ない運動を平成23年度より実施。会員企業の経営者、管理者、担当者等が主体的に取り組むために、三ない運動ステッカーを作成、配布を行う。

5. 指導相談事業

I. 会員への指導助言

- ・法律、融資等の相談
廃棄物処理法関連法規に関する疑義や照会に対して、適正に対応することにより、諸法規の遵守徹底を図り、適正処理の推進を図る。また、融資及び税制上の特例措置等の相談に対して助言を行う。

II. 労働安全衛生（リスクアセスメント）の取組み

- ・会員企業における安全衛生向上に向けた取組みを支援するとともに、情報の集約及び提供を行う。

III. 施設の設置や運営指導

- ・産業廃棄物処理施設や運営等に関する相談に対応して、各種資料の提供、適切な助言、指導を行う。

IV. 情報対策

- ・各種情報の収集
産業廃棄物処理問題に関する各種情報を収集把握し、提供する。

6. 行政機関及び関係他団体との連携事業

I. 社団法人全国産業廃棄物連合会、九州地域協議会、各県産業廃棄物協会等との連

携、情報交換の推進

- ・ 県、市町村等行政機関との連携ならびに意見交換

Ⅱ. 災害廃棄物処理体制の構築

- ・ 産業廃棄物処理業界として、災害により発生した廃棄物の迅速かつ適正な処理を支援する体制を各支部において構築する。